~物価高騰対応~

水道料金・下水道使用料に関するお知らせ水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免します

昨今の物価高騰の影響を受けている方及び事業者を支援するため、市独自の対策として、水道料金及び下水道使用料の基本料金を免除もしくは一部減額します。減免の対象は、令和6年1月から令和6年4月までの検針分です。

減免の対象者

市と給水契約をしているお客様が対象です。

ただし、下記に該当する場合は対象外となります。

- ・官公署及びこれらに属する施設(請求先を含む)
- ・基本料金に係る減免措置を受けられている世帯
- ・保育施設及び社会福祉施設
- ・自治会の集会施設
- ・都営住宅・公務員住宅の共用栓等

減免の内容

《水 道 料 金 》 口径 | 3 mm~40 mm:基本料金を免除します。

口径 50 mm~ | 50 mm: 一律 | 0,000 円を減額します。

《下水道使用料》基本料金を免除します。

減免の対象期間

検針が奇数月の地区の方:令和6年1月及び3月検針分が対象です。

検針が偶数月の地区の方:令和6年2月及び4月検針分が対象です。

減免の手続き

減免についての手続きは、不要です。

ご注意ください!

手続きについて、市役所から電話がかかってきたり、訪問したり、銀行やコンビニの ATM へ誘導することはありません。

問い合わせ先

昭島市水道料金等収納業務受託者 株式会社 両毛システムズ TEL 042-543-6111 (担当部署)水道部業務課

裏面もご覧ください

参考

1. 水道料金及び下水道使用料に係る基本料金一覧(2ヶ月)

《水 道》 (税抜)

			(1,00,0)				
口径	基本料金	基本料金減免額	減免後				
13 mm	960 円	960 円					
20 mm	1,340 円	1,340円					
25 mm	1,580円	1,580円	0円				
30 mm	4,200 円	4,200円					
40 mm	8,400 円	8,400円					
50 mm	28,000 円	10,000円	18,000円				
75 mm	62,000 円	10,000円	52,000 円				
I OO mm	126,000円	10,000円	116,000円				
I 50 mm	208,000 円	10,000円	198,000円				
公衆浴場	960 円	960 円	0円				
《下水道》 (税抜)							
一般	930 円	930 円	0円				

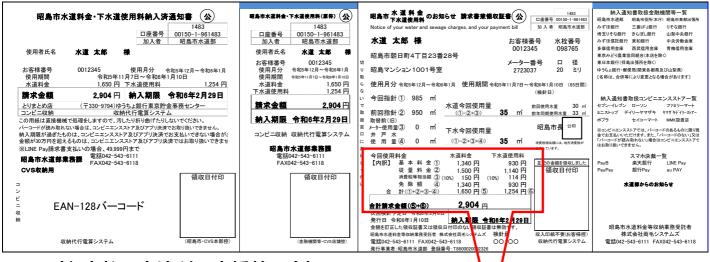
[※] 月の途中で水道の使用を開始または中止した場合は、上記基本料金の金額と異なることがあります。

680円

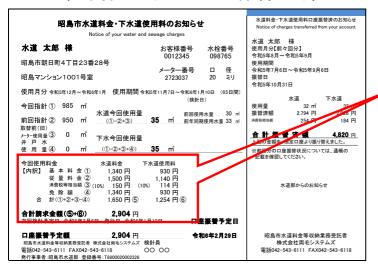
2. 検針票の確認方法 (お支払い方法が納入通知書の方)

680円

公衆浴場



(お支払い方法が口座振替の方)



	W				
今回使用料金	V	水道料金	下水道使用料		٦
【内訳】 基 本 料	金 ①	1,340 円		930 円	1
従 量 料		1,500 円		1,140 円	1
消費税等相	当額 ③ (1	10%) 150 円	(10%)	114 円	1
<u>免除</u> 額	4	1,340 円		930 円	-
合 計(①+②	+3-4)	1,650 円	5	1,254 円 億	
					-
合計請求金額(⑤)+⑥)	2,904	円		

0円

令和6年1月検針(請求)分から令和6年4月 検針(請求)分までが減免対象期間です。